

## 附 属 機 関

	名 称	根 拠 法 令 等	所 掌 事 務	所 管 課
1	埼玉県教職員健康審査会	執行機関の附属機関に関する条例第2条	教育委員会の諮問に応じ、教職員等の疾病に関し、審査する。	福利課
2	埼玉県社会教育委員	執行機関の附属機関に関する条例第2条	教育委員会の諮問に応じ、又は助言するため社会教育に関し、必要な調査研究を行い社会教育計画を立案する。	生涯学習推進課
3	埼玉県生涯学習審議会	埼玉県生涯学習審議会条例第1条	教育委員会又は知事の諮問に応じ、県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。	生涯学習推進課
4	埼玉県立図書館協議会	埼玉県立図書館協議会条例第1条	館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	生涯学習推進課 (埼玉県立熊谷図書館)
5	埼玉県文化財保護審議会	埼玉県文化財保護審議会条例第1条	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。	文化財・博物館課
6	埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会	埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例第1条	博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。	文化財・博物館課 (埼玉県立歴史と民俗の博物館)
7	埼玉県立近代美術館協議会	埼玉県立近代美術館協議会条例第1条	美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。	文化財・博物館課 (埼玉県立近代美術館)
8	埼玉県地方産業教育審議会	埼玉県地方産業教育審議会条例第1条	県内で行われる産業教育に関し、教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。	高校教育指導課
9	埼玉県障害児就学支援委員会	執行機関の附属機関に関する条例第2条	教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関し、調査審議する。	特別支援教育課
10	埼玉県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条	県教育委員会の諮問に応じ、教科用図書採択に関し、調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について県教育委員会に建議する。	義務教育指導課
11	埼玉県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第23条	児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効した者等に対し、再び教育職員免許状を授与するに当たって意見を述べる。	教職員採用課
12	埼玉県いじめ問題調査審議会	執行機関の附属機関に関する条例第2条	いじめ防止対策推進法の定めるところにより、県立学校における重大事態(当該県立学校による調査が困難であるものに限る。)その他地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議する。	生徒指導課